

平成 27 (2015) 年 1 月 5 日発表：パナマ運河新運河通航料体系・料金最終案の主要骨子

		課徴基準 * () は現行基準	課徴対象	新・既存閘門別 料金の有無【注1】	新体系の特徴	割引制度
コンテナ船		TEU (TEU)	本船積載容量 (TTA) + 実積載貨物量	有	新閘門は船形により二段階の 料金設定	過去 12 ヶ月間の合計通航量 (TEU) に 応じ 3 段階で本船積載容量料金を後追いで 割り引く大口割引制度を導入
ドライバルク船		DWT (PCUMS)	[既存閘門通航船] 本船 DWT のみ [新閘門通航船] 本船 DWT + 積載量 (MT)	有	貨物別 (Grains, Coal, Iron Ore, Other Dry Bulk) に料金 4 区分	無
タン カ ー	オイル	PCUMS (PCUMS)	[既存閘門通航船] 本船 PCUMS のみ [新閘門通航船] 本船 PCUMS + 積載量 (MT)	有		無
	ケミカル	PCUMS (PCUMS)	本船 PCUMS	無	タリフ以外 変更なし	無
	LPG	M ³ (PCUMS)	本船積載容量	無	タリフ以外変更なし/積載量 2%ま ではバラスト通航と判断	無
	LNG	M ³ (-)	本船積載容量	無	積載量 10%まではバラスト通航 と判断	バラスト通航料を割り引く往復通航割引 を導入 (60 日以内に復路でもパナマ運河を 使用した場合)
PCC/Ro-Ro		Load Factor/ PCUMS (PCUMS)	本船 PCUMS および 積載率 (MT/DWT)	無	同船型でも積載率に応じて通航 料が変動	無

【注1】バラスト通航料については、各船種とも新・既存閘門を問わないタリフ。